政令番号5 アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」 (平成25年度) (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・
研児 府県 コード		大気への排出	水域への排出	土壌への 排出・	排出量合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	移動量合計
		0214EM	0)14-Ш	所内埋立		の形刻里			
	北海道						1.9E+1	19.0	19.0
	青森県								
	岩手県								
	宮城県								
	秋田県								
	山形県								
	福島県								
	茨城県	2.0E-1			0.2				0.2
	栃木県								
	群馬県								
	埼玉県								
	千葉県								
	東京都								
	神奈川県								
	新潟県								
	富山県								
	石川県	7.4E+0			7.4				7.4
	福井県								
	山梨県								
	長野県								
	岐阜県								
	静岡県	2.0E-1			0.2				0.2
	愛知県								
	三重県								
	滋賀県								
	京都府								
27	大阪府								
	兵庫県								
	奈良県								
	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.0E-1			0.1				0.1
	広島県								
	山口県								
	徳島県								
	香川県								
	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
	鹿児島県								
	沖縄県								
全 国		7.9E+0			7.9		1.9E+1	19.0	26.9

注1)農薬は使用先別使用量として別表に示す。